

## 船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月26日 14時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市高島北西方沖 肥前高島港南防波堤灯台から真方位326°1,480m付近 (概位 北緯32°40.1′ 東経129°45.0′)
事故の概要	プレジャーボート智栄丸は、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年12月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 プレジャーボート 智栄丸、4.4トン NS3-407121（漁船登録番号）、個人所有 第292-23900号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、舵及びプロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約95cm（長崎）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、長崎市長崎港第1区の係留場所を出航し、高島南西方沖の釣り場で釣りを行った後、帰途につき、約15ノットの対地速力で、手動操舵により航行していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させて画面表示を広域表示である1.5海里（M）とし、操舵室右舷側にある操縦席に腰を掛け、同乗者2人を後部甲板に置いた椅子及び小物入れ（小型コンテナ）にそれぞれ腰を掛けさせていた。</p> <p>船長は、高島北西方沖に数隻の釣り船（以下「釣り船群」という。）を視認し、釣り船群と高島との間の海域（以下「本件海域」という。）の幅が約300mあったので、ふだんよりも高島側に近寄っても本件海域を安全に航行できると思った。</p> <p>本船は、船長がいつものようにGPSプロッターの画面表示を広域表示としたまま、ふだんよりも高島側に近寄って北東進していたところ、高島北西方沖に拡張している浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視船に横抱きされて長崎市内の造船所に移送された。</p> <p>本船の喫水は、船首が約0.4mで、船尾が約1.5mであった。</p>

	<p>船長は、本船で月に3～4回釣りに出掛けており、高島北西方沖を航行した経験が豊富であり、ふだん高島西岸沖を航行する際、同島の陸岸から約300m離して航行していた。</p> <p>本船のGPSプロッターは、本件浅所が広域表示の1M又は1.5Mレンジでは表示されず、詳細表示の0.25Mレンジでは表示される。</p> <p>船長は、釣りに出掛ける際、事前に海図等で水路調査を行っておらず、また、手元に海図を所持していない状況の中、ふだんよりも高島側に近寄って航行する際、本船のGPSプロッターの画面表示を広域表示から詳細表示に切り替えなかったため、本件浅所の存在に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、釣り船群の西方沖を航行しても所要時間が約5～6分長くなるだけなので、釣り船群の西方沖を大回りしていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、事前に航行する海域の海図を購入し、本船に備え付けておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、本件海域を北東進中、船長が、本件海域の幅が約300mあり、ふだんよりも高島側に近寄っても本件海域を安全に航行できると思い、本件浅所の拡張状況を把握せずに高島側に近寄って航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、釣りに出掛ける際、事前に海図等により水路調査を行っていなかったこと、及びふだんよりも高島側に近寄って航行する際、本船のGPSプロッターの画面表示を広域表示から詳細表示に切り替えなかったことから、水面下の本件浅所の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、本件海域を北東進中、船長が、本件海域の幅が約300mあり、ふだんよりも高島側に近寄っても本件海域を安全に航行できると思い、本件浅所の拡張状況を把握せずに高島側に近寄って航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、航行する海域の海図を備えた上で、事前に海図等で航行する海域の浅所等の状況を調査しておくこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、慣れた海域であっても、島側に近寄るなどふだんと異なる海域を航行する場合、GPSプロッターの画面表示を広域表示から詳細表示に切り替えるなど、浅所の拡張状況を確認しながら航行すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

